

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための 地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の概要 (平成24年法律第69号)

総 務 省
平成24年8月

1 地方税法の一部改正（第1条・第2条）

- (1) 地方消費税の税率の引上げ
地方消費税の税率を次のとおり引き上げる。

	税率	消費税率換算（参考）	消費税と合わせた税率（参考）
現行	100分の25	1%	5%
平成26年4月1日～	63分の17	1.7%	8%
平成27年10月1日～	78分の22	2.2%	10%

- (2) 引上げ分の地方消費税の用途の明確化
引上げ分の地方消費税（市町村交付金を含む。）については、消費税法第1条第2項に規定する経費[※] その他社会保障施策に要する経費に充てるものとする。

（※）制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費

- (3) 引上げ分の地方消費税に係る市町村交付金の交付基準
引上げ分の地方消費税に係る市町村交付金については、(2)のとおり社会保障財源化されることを踏まえ、全額人口により按分して交付する[※]。

（※）現行分の地方消費税に係る市町村交付金の交付基準（人口：従業者数＝1：1により按分）は変更しない。

2 地方交付税法の一部改正（第3条～第5条）

消費税に係る地方交付税率を次のとおり変更する。

	地方交付税率	消費税率換算（参考）
現行	29.5%	1.18%
平成26年度	22.3%	1.40%
平成27年度	20.8%	1.47%
平成28年度～	19.5%	1.52%

3 その他

(1) 地方消費税率の引上げに当たっての措置（附則第19条）

- ・ 地方消費税率の引上げに当たっては、経済状況を好転させることを条件として実施するため、物価が持続的に下落する状況からの脱却及び経済の活性化に向けて、平成23年度から平成32年度までの平均において名目の経済成長率が3%程度かつ実質の経済成長率が2%程度を目指した望ましい経済成長の在り方に早期に近づけるための総合的な施策の実施その他の必要な措置を講ずる。
- ・ この法律の公布後、地方消費税率の引上げに当たっての経済状況の判断を行うとともに、経済財政状況の激変にも柔軟に対応する観点から、第1条及び第2条に規定する地方消費税率の引上げに係る改正規定のそれぞれの施行前に、経済状況の好転について、名目及び実質の経済成長率、物価動向等、種々の経済指標を確認し、前項の措置を踏まえつつ、経済状況等を総合的に勘案した上で、その施行の停止を含め所要の措置を講ずる。

(2) その他

その他所要の規定の整備等を行う。

(参考) 3党合意に基づく修正

地方税法改正法案については、国税改正法案の修正に伴い、次の通り修正を行うものとされた。

3 その他

(1) 地方消費税率の引上げに当たっての措置 (附則第19条)

- ・ 地方消費税率の引上げに当たっては、経済状況を好転させることを条件として実施するため、物価が持続的に下落する状況からの脱却及び経済の活性化に向けて、平成23年度から平成32年度までの平均において名目の経済成長率で3%程度かつ実質の経済成長率で2%程度を目指した望ましい経済成長の在り方に早期に近づけるための総合的な施策の実施その他の必要な措置を講ずる。
- ・ 税制の抜本的な改革の実施等により、財政による機動的対応が可能となる中で、我が国経済の需要と供給の状況、地方消費税率の引上げによる経済への影響等を踏まえ、成長戦略並びに事前防災及び減災等に資する分野に資金を重点的に配分することなど、我が国経済の成長等に向けた施策を検討する。
- ・ この法律の公布後、地方消費税率の引上げに当たっての経済状況の判断を行うとともに、経済財政状況の激変にも柔軟に対応する観点から、第1条及び第2条に規定する地方消費税率の引上げに係る改正規定のそれぞれの施行前に、経済状況の好転について、名目及び実質の経済成長率、物価動向等、種々の経済指標を確認し、前2項の措置を踏まえつつ、経済状況等を総合的に勘案した上で、その施行の停止を含め所要の措置を講ずる。

※下線部は議員修正箇所

【その他所要の修正】

- ・ 国税改正法案の題名の修正に伴って、地方税法改正法案において引用している国税改正法案の題名を修正。
- ・ 国税改正法案の附則の条項ずれに伴って、地方税法改正法案において引用している条項番号を修正。